

利用調整（選考）について

（１）保育の利用を希望する全ての方へ

利用調整（選考）は、保育の必要性の認定を受けた方について、「保育の利用選考基準」（18ページ参照）に基づき行います。

利用調整（選考）の方法は、保育の必要な度合いを保護者・事由に応じた基本点と世帯や児童の状況などに応じて加点・減点する調整点を合算し、合計点数の高い方から優先順位を決定します。

利用調整（選考）の結果、保育所以外の施設・事業の利用が内定した場合は、施設・事業者と利用契約を交わすこととなります。

（２）小規模保育事業所等（事業所内保育事業所含む）の利用を希望する方へ

小規模保育事業所等は0～2歳児までの保育となるため、卒園後の受け皿（優先受入枠）設定が必要とされています。2歳児クラスを卒園し、3歳からの保育の利用を希望する場合には、あらかじめ市の利用調整を経ていただくこととなりますが、その際の手続きおよび利用調整は、次のようになります。

（下の①と②は、それぞれ申し込みが必要です。締め切りは共に一般の当初選考の締め切りと同様です。また、①を希望される方については、②との併願が可能となっております。）

① 連携施設の優先受入枠を希望する場合

ア. 【2号認定】枠を希望する場合

小規模保育事業所等の卒園児に優先受入枠が設定されている場合、その施設（連携施設）における利用調整については加点（+100点）されます。卒園児の受入枠に限りがある場合は、加点（+100点）した上で、卒園児間で保育の必要度合いに応じた選考になります。

なお、この優先受入枠の利用調整は一般の当初1次選考に先立って実施され、選考はこの1回に限ります。申し込み締め切りは一般の当初1次選考と同様です。

※ 本利用調整において内定が出た場合、一般の利用調整（次項②参照）の対象にはなりませんので、ご注意ください。

イ. 【1号認定】枠または企業主導型保育事業を希望する場合

利用者の希望（申込）に基づき、直接施設へ申し込みいただき、卒園後にご利用いただくこととなります（市への申し込みは不要）。

※ 連携施設は **17ページ**を参照してください。

※ 優先受入枠の設定がない場合、一般の利用申込みのみとなります。利用調整上の取扱いは次項②をご参照ください。

② 一般枠（通常選考）を希望する場合

ア. 【2号認定】での利用を希望する場合

小規模保育事業所等の卒園児については、一般の利用調整においても加点（+8点）されます（本利用調整においては、上述の連携施設における利用調整上の加点（+100点）はつきません）。

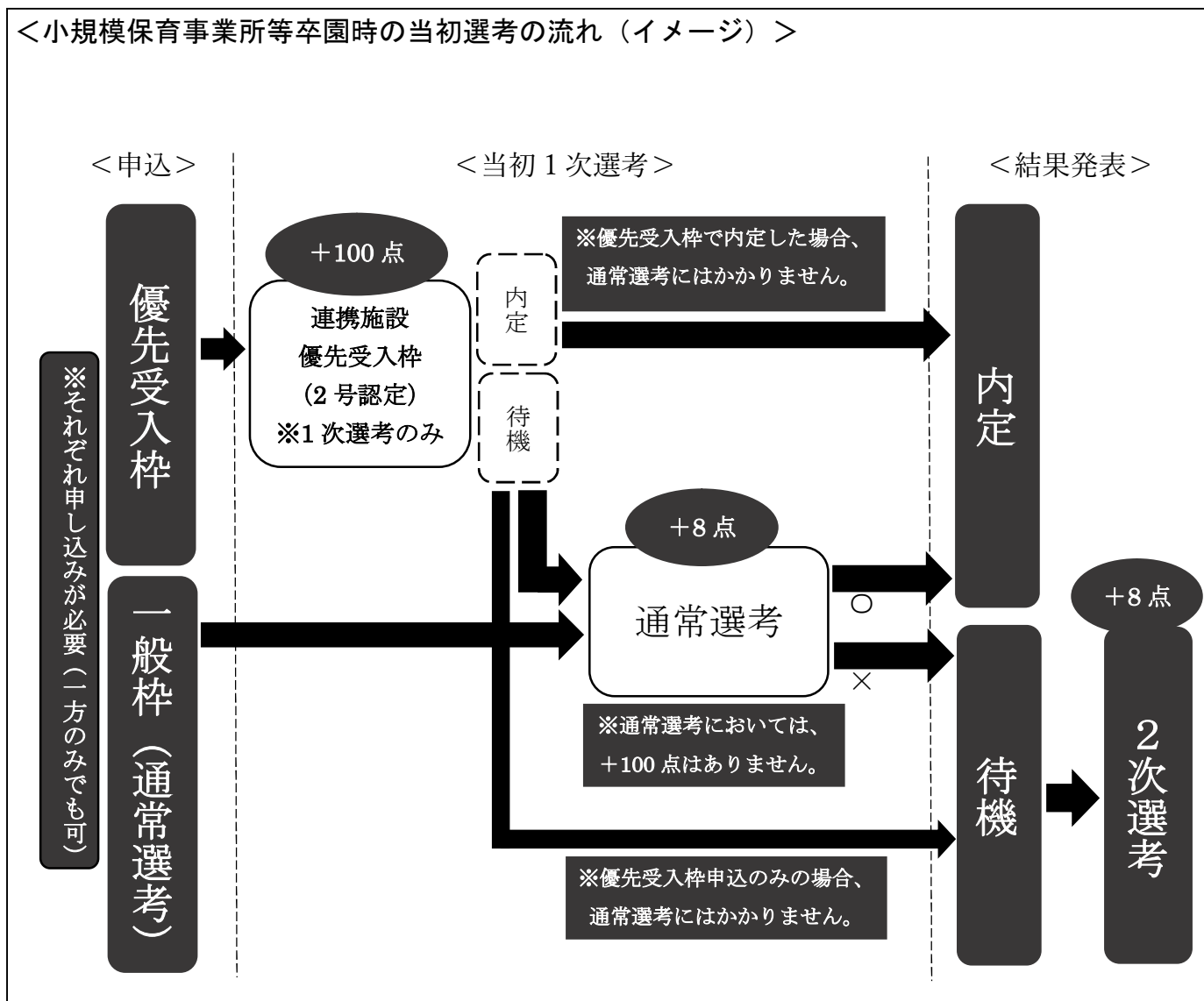
※ 本加点（+8点）が付与されるのは小規模保育事業等の優先受入枠設定義務の経過措置期間のみであり、令和6年度末（令和7年度4月利用調整）までとなります。

イ. 【1号認定】での利用を希望する場合

公立・私立幼稚園および認定こども園の募集要項に応じて、期日までに直接施設へ（公立の場合は市へ）申し込みください。

※ 次ページのイメージ図もご参照ください。

<小規模保育事業所等卒園時の当初選考の流れ（イメージ）>



(3) 認定こども園（2・3号認定と1号認定双方の定員設定のある施設）の利用を希望する方へ

（認定区分の変更と利用調整の取扱いについて）

入所後に認定区分の変更を希望する場合、それぞれ次のような手続きが必要になります。

① 1号認定⇒2号認定へ変更を希望する場合

2号認定での利用を希望する場合は、市の利用調整を経ていただくことになるため、市窓口への申し込みが必要になります。利用調整時には、優先的に利用ができるよう、加点（市民の場合は+150点、市民外の場合は+100点）がつきます。ただし、施設の受け入れに限りがあるため、利用調整の結果、認定区分の変更をお受けできないことがありますので、予めご了承ください。

なお、申し込み締め切り、必要書類については、5～6ページ「利用申込方法」および7～8ページ「認定申請・利用申込・利用者負担算定に必要な書類」をご参照ください。

② 2号認定⇒1号認定へ変更を希望する場合

施設にご相談の上、変更希望月の前月中に「教育・保育給付認定申請書」を市窓口へご提出ください。